

議 案 名	富士見市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について																																																																			
制 定 趣 旨	令和6年人事院勧告等に伴う見直し等のため、富士見市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正するものです。																																																																			
制 定 内 容	<p>1 第1条関係及び第2条関係 富士見市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正 (1) 給料表の改正 (第1条関係)</p> <table border="1" data-bbox="485 703 1096 1088"> <thead> <tr> <th>職務級</th> <th>上がり幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級 (主事補)</td> <td>26,300円～8,700円</td> </tr> <tr> <td>2級 (主事)</td> <td>22,000円～3,300円</td> </tr> <tr> <td>3級 (主任)</td> <td>20,400円～3,700円</td> </tr> <tr> <td>4級 (主査)</td> <td>15,700円～4,100円</td> </tr> <tr> <td>5級 (副課長)</td> <td>14,400円～4,200円</td> </tr> <tr> <td>6級 (課長)</td> <td>11,900円～4,400円</td> </tr> <tr> <td>7級 (副部長)</td> <td>7,900円～4,700円</td> </tr> <tr> <td>8級 (部長)</td> <td>5,300円～5,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に引上げ改定</p> <p>(2) 期末手当及び勤勉手当の支給月数 (割合) の変更並びに支給月数 (割合) の均等化 (第1条及び第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="408 1296 1383 1760"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>合計月数</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">令和6年度</td> <td rowspan="2">一般の職員</td> <td>期末手当</td> <td>1.225月 (支給済み)</td> <td><u>1.275月</u> (現行1.225月)</td> <td><u>2.5月</u> (現行2.45月)</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>1.025月 (支給済み)</td> <td><u>1.075月</u> (現行1.025月)</td> <td><u>2.1月</u> (現行2.05月)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">定年前再任用短時間勤務職員</td> <td>期末手当</td> <td>0.6875月 (支給済み)</td> <td><u>0.7125月</u> (現行0.6875月)</td> <td><u>1.4月</u> (現行1.375月)</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>0.4875月 (支給済み)</td> <td><u>0.5125月</u> (現行0.4875月)</td> <td><u>1.0月</u> (現行0.975月)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">令和7年度から</td> <td rowspan="2">一般の職員</td> <td>期末手当</td> <td><u>1.25月</u></td> <td><u>1.25月</u></td> <td><u>2.5月</u></td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td><u>1.05月</u></td> <td><u>1.05月</u></td> <td><u>2.1月</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">定年前再任用短時間勤務職員</td> <td>期末手当</td> <td><u>0.7月</u></td> <td><u>0.7月</u></td> <td><u>1.4月</u></td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td><u>0.5月</u></td> <td><u>0.5月</u></td> <td><u>1.0月</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 給与制度のアップデートに伴う見直し (第2条関係) ①給料表の切替え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初号近辺をカットし各級の初号の額を引上げ (3級～7級) ・職責重視の給料体系への見直し (8級) 						職務級	上がり幅	1級 (主事補)	26,300円～8,700円	2級 (主事)	22,000円～3,300円	3級 (主任)	20,400円～3,700円	4級 (主査)	15,700円～4,100円	5級 (副課長)	14,400円～4,200円	6級 (課長)	11,900円～4,400円	7級 (副部長)	7,900円～4,700円	8級 (部長)	5,300円～5,000円	区分		6月期	12月期	合計月数	内容	令和6年度	一般の職員	期末手当	1.225月 (支給済み)	<u>1.275月</u> (現行1.225月)	<u>2.5月</u> (現行2.45月)	勤勉手当	1.025月 (支給済み)	<u>1.075月</u> (現行1.025月)	<u>2.1月</u> (現行2.05月)	定年前再任用短時間勤務職員	期末手当	0.6875月 (支給済み)	<u>0.7125月</u> (現行0.6875月)	<u>1.4月</u> (現行1.375月)	勤勉手当	0.4875月 (支給済み)	<u>0.5125月</u> (現行0.4875月)	<u>1.0月</u> (現行0.975月)	令和7年度から	一般の職員	期末手当	<u>1.25月</u>	<u>1.25月</u>	<u>2.5月</u>	勤勉手当	<u>1.05月</u>	<u>1.05月</u>	<u>2.1月</u>	定年前再任用短時間勤務職員	期末手当	<u>0.7月</u>	<u>0.7月</u>	<u>1.4月</u>	勤勉手当	<u>0.5月</u>	<u>0.5月</u>	<u>1.0月</u>
職務級	上がり幅																																																																			
1級 (主事補)	26,300円～8,700円																																																																			
2級 (主事)	22,000円～3,300円																																																																			
3級 (主任)	20,400円～3,700円																																																																			
4級 (主査)	15,700円～4,100円																																																																			
5級 (副課長)	14,400円～4,200円																																																																			
6級 (課長)	11,900円～4,400円																																																																			
7級 (副部長)	7,900円～4,700円																																																																			
8級 (部長)	5,300円～5,000円																																																																			
区分		6月期	12月期	合計月数	内容																																																															
令和6年度	一般の職員	期末手当	1.225月 (支給済み)	<u>1.275月</u> (現行1.225月)	<u>2.5月</u> (現行2.45月)																																																															
		勤勉手当	1.025月 (支給済み)	<u>1.075月</u> (現行1.025月)	<u>2.1月</u> (現行2.05月)																																																															
	定年前再任用短時間勤務職員	期末手当	0.6875月 (支給済み)	<u>0.7125月</u> (現行0.6875月)	<u>1.4月</u> (現行1.375月)																																																															
		勤勉手当	0.4875月 (支給済み)	<u>0.5125月</u> (現行0.4875月)	<u>1.0月</u> (現行0.975月)																																																															
令和7年度から	一般の職員	期末手当	<u>1.25月</u>	<u>1.25月</u>	<u>2.5月</u>																																																															
		勤勉手当	<u>1.05月</u>	<u>1.05月</u>	<u>2.1月</u>																																																															
	定年前再任用短時間勤務職員	期末手当	<u>0.7月</u>	<u>0.7月</u>	<u>1.4月</u>																																																															
		勤勉手当	<u>0.5月</u>	<u>0.5月</u>	<u>1.0月</u>																																																															

②昇給の標準号給の見直し

8級職員について、給料体系が見直しとなったことに伴い、標準成績で1号給とするよう改正を行うものです。

③扶養手当の見直し

- ・配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る手当を13,000円に引上げ
- ・経過措置あり（附則第6項）

扶養親族		現行	令和7年度	令和8年度
配偶者	7級以下	6,500円	3,000円	廃止
	8級	3,500円	廃止	
子（1人当たり）		10,000円	11,500円	13,000円

※上記以外の扶養親族に係る扶養手当は変更なし

④地域手当の支給割合の見直し

- ・地域手当の見直しに伴う支給割合の変更
【現行】10% ⇒ 【令和7年度】9%

⑤管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大

- 【現行】午前0時～午前5時
- 【改正後】午後10時～午前5時

⑥再任用された職員への手当支給の拡大

- ・定年前再任用短時間勤務職員に住居手当を新たに支給

2 第3条関係及び第4条関係

富士見市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

(1) 特定任期付職員の給料表の改正（第3条関係）

号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円
1	380,000	1	392,000
2	427,000	2	440,000
3	477,000	3	492,000
4	539,000	4	555,000
5	615,000	5	634,000

(2) 特定業務等従事任期付職員の給料表の改正（第3条関係）

職務の級	1級	2級	3級
給料月額	162,100円	208,000円	240,900円

↓

職務の級	1級	2級	3級
給料月額	183,500円	230,000円	261,300円

(3) 特定任期付職員の期末手当の支給月数（割合）の変更（第3条関係）

区分		6月期	12月期	合計月数	内容
令和6年度	期末手当	1.70月	<u>1.75月</u> (現行1.70月)	<u>3.45月</u> (現行3.40月)	期末手当の支給月数（割合）の変更（第3条関係）

(4) 給与制度のアップデートに伴う見直し（第4条関係）

①特定業務等従事任期付職員の給料表の改正

職務の級	1級	2級	3級
給料月額	183,500円	230,000円	<u>261,300円</u>



職務の級	1級	2級	3級
給料月額	183,500円	230,000円	<u>265,300円</u>

②特定任期付職員の期末手当の支給月数（割合）の変更及び勤勉手当の支給

区分		6月期	12月期	合計月数	内容
令和7年度から	期末手当	<u>0.95月</u>	<u>0.95月</u>	<u>1.90月</u>	期末手当の支給月数（割合）の変更 勤勉手当を新たに支給（第4条関係）
	勤勉手当	<u>0.875月</u>	<u>0.875月</u>	<u>1.75月</u>	

※（1）から（4）までに該当する任期付職員は、現在採用していません。

3 第5条関係

富士見市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正

- (1) 暫定再任用職員に住居手当を新たに支給するもの
- (2) 地方公務員法の一部改正に伴う条項ずれ等へ対応するもの

4 その他

必要な文言整理等を行うものです。

施行日等

施行日

- 第1条関係及び第3条関係 公布日
- 第2条関係、第4条関係及び第5条関係 令和7年4月1日

適用日

- 第1条関係
 - (1) 給料表の規定 令和6年4月1日
 - (2) 期末手当及び勤勉手当の支給月数（割合）の規定 令和6年12月1日
- 第3条関係
 - (1) 及び(2) 給料表の規定 令和6年4月1日
 - (3) 期末手当の支給月数（割合）の規定 令和6年12月1日

富士見市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条関係 富士見市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第7号）

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、_____100分の122.5_____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」_____とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に_____100分の102.5_____を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に_____100分の48.75_____を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>

別表第 1 (別紙)

別表第 1 (別紙)

第2条関係 富士見市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第7号）

新	旧
<p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(次項において「行8級職員」という。))にあっては、1号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>8 55歳(規則で定める職員にあっては、56歳)に達した日以後最初に到来する昇給日以後に在職する職員(行8級職員を除く。)に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。ただし、60歳(規則で定める職員にあっては、61歳)に達した日以後最初に到来する昇給日以後に在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあり、及び「1号給」とあるのは、「0号給」とする。</p> <p>9～12 (略)</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者をいう。</p> <p>(削除)</p> <hr/> <p>(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(3) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(5) 重度心身障害者</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族 _____ については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの _____ にあっては、3,500円) _____ とする。</p>	<p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給 _____ とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>8 55歳(規則で定める職員にあっては、56歳)に達した日以後最初に到来する昇給日以後に在職する職員 _____ に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。ただし、60歳(規則で定める職員にあっては、61歳)に達した日以後最初に到来する昇給日以後に在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」 _____ とあるのは、「0号給」とする。</p> <p>9～12 (略)</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者をいう。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 重度心身障害者</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号まで _____ のいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「行8級職員」という。))にあっては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。</p>

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間_____にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。
(削除)

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
(新規)

第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行なわれるときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係

(地域手当)

第9条 (略)

2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に100分の9を乗じて得た額とする。

(期末手当)

第16条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の70」とする。

(勤勉手当)

第17条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105

を乗じて得た額の総額

るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行8級職員が行8級職員以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行8級職員以外のものが行8級職員となった場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第9条の2 (略)

2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に100分の10を乗じて得た額とする。

(期末手当)

第16条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。

(勤勉手当)

第17条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50

_____を乗じて得た額の
総額

3～5 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第17条の4 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の_____午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額_____

(2) (略)

4 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第17条の5 第4条第3項から第11項まで(第5項を除く。)及び第8条_____の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

別表第1 (別紙)

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.75、

12月に支給する場合には100分の51.25を乗じて得た額の
総額

3～5 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第17条の4 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間_____であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額_____とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額(同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)_____

(2) (略)

4 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第17条の5 第4条第3項から第11項まで(第5項を除く。)及び第7条の3から第9条までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

別表第1 (別紙)

第3条関係 富士見市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年条例第4号）

新	旧																																								
<p>(特定任期付職員の給料表等)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>392,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>440,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>492,000円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>555,000円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>634,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>(特定業務等従事任期付職員の給料表等)</p> <p>第8条 特定業務等従事任期付職員には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給料月額</td> <td>183,500円</td> <td>230,000円</td> <td>261,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第16条第2項の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。</p> <p>3及び4 (略)</p>	号給	給料月額	1	392,000円	2	440,000円	3	492,000円	4	555,000円	5	634,000円	職務の級	1級	2級	3級	給料月額	183,500円	230,000円	261,300円	<p>(特定任期付職員の給料表等)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>380,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>427,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>477,000円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>539,000円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>615,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>(特定業務等従事任期付職員の給料表等)</p> <p>第8条 特定業務等従事任期付職員には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給料月額</td> <td>162,100円</td> <td>208,000円</td> <td>240,900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第16条第2項の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の170」とする。</p> <p>3及び4 (略)</p>	号給	給料月額	1	380,000円	2	427,000円	3	477,000円	4	539,000円	5	615,000円	職務の級	1級	2級	3級	給料月額	162,100円	208,000円	240,900円
号給	給料月額																																								
1	392,000円																																								
2	440,000円																																								
3	492,000円																																								
4	555,000円																																								
5	634,000円																																								
職務の級	1級	2級	3級																																						
給料月額	183,500円	230,000円	261,300円																																						
号給	給料月額																																								
1	380,000円																																								
2	427,000円																																								
3	477,000円																																								
4	539,000円																																								
5	615,000円																																								
職務の級	1級	2級	3級																																						
給料月額	162,100円	208,000円	240,900円																																						

第4条関係 富士見市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年条例第4号）

新				旧			
（特定業務等従事任期付職員の給料表等） 第8条 特定業務等従事任期付職員には、次の給料表を適用する。				（特定業務等従事任期付職員の給料表等） 第8条 特定業務等従事任期付職員には、次の給料表を適用する。			
職務の級	1級	2級	3級	職務の級	1級	2級	3級
給料月額	183,500円	230,000円	<u>265,300円</u>	給料月額	183,500円	230,000円	<u>261,300円</u>
（特定任期付職員等の給与条例の適用除外等） 第10条 特定任期付職員には、富士見市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第7号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第7の3、 <u>第8条</u> 、第12条から第13条の2まで及び第17条の4の規定は、適用しない。				（特定任期付職員等の給与条例の適用除外等） 第10条 特定任期付職員には、富士見市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第7号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第7の3から第9条まで、第12条から第13条の2まで、 <u>第17条及び第17条の4</u> の規定は、適用しない。			
2 特定任期付職員に対する給与条例第16条第2項及び第17条第2項第1号の規定の適用については、 <u>給与条例第16条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第17条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。</u>				2 特定任期付職員に対する給与条例第16条第2項____適用については、 <u>同項____中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。</u>			
3 （略）				3 （略）			
4 任期付短時間勤務職員には、給与条例第7条の3及び第8条____の規定は、適用しない。				4 任期付短時間勤務職員には、給与条例第7条の3 <u>から第9条まで</u> の規定は、適用しない。			

第5条関係 富士見市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第22号）

新	旧
<p>附 則 （富士見市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第18条 富士見市一般職の職員の給与に関する条例第4条第3項、第7項、第9項から第11項まで及び第8条 <u>並びに新給与条例第4条第4項、第6項及び第8項の規定は、</u> 暫定再任用職員には適用しない。 （公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第23条 暫定再任用職員に対する第9条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（次条において「新派遣条例」という。）第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用される職員」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員」とする。</p> <p>第24条 暫定再任用短時間勤務職員に対する新派遣条例第2条第2項第2号の規定の適用については、同号中「地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用される職員」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員のうち、地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」とする。 （富士見市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第25条 暫定再任用短時間勤務職員に対する第10条の規定による改正後の富士見市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条の規定の適用については、同条中「同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9</p>	<p>附 則 （富士見市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第18条 富士見市一般職の職員の給与に関する条例第4条第3項、第7項、第9項から第11項まで及び第7条の3から第9条まで並びに新給与条例第4条第4項、第6項及び第8項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 （公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第23条 暫定再任用職員に対する第9条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（次条において「新派遣条例」という。）第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用される職員」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員」とする。</p> <p>第24条 暫定再任用短時間勤務職員に対する新派遣条例第2条第2項第2号の規定の適用については、同号中「地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用される職員」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員のうち、地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」とする。 （富士見市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第25条 暫定再任用短時間勤務職員に対する第10条の規定による改正後の富士見市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条の規定の適用については、同条中「同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9</p>

条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員のうち、地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」とする。

条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員のうち、地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」とする。

附則第 8 項関係 富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例 (令和元年条例第 10 号)

新	旧
<p>(報酬等) 第 2 条 (略) 2 (略) 3 報酬の額は、次項、第 5 項又は第 6 項の規定により決定した報酬の基本額及びその基本額に富士見市一般職の職員の給与に関する条例 (昭和 31 年条例第 7 号。次項及び第 7 条において「給与条例」という。) <u>第 9 条 第 2 項</u>に定める割合を乗じて得た額 (月額報酬にあつてはその額に 100 円未満、日額の報酬にあつてはその額に 10 円未満の端数を生じたときはこれらをそれぞれ四捨五入して得た額とし、時間額の報酬にあつてはその額に 1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額) の合計額とする。 4～9 (略)</p>	<p>(報酬等) 第 2 条 (略) 2 (略) 3 報酬の額は、次項、第 5 項又は第 6 項の規定により決定した報酬の基本額及びその基本額に富士見市一般職の職員の給与に関する条例 (昭和 31 年条例第 7 号。次項及び第 7 条において「給与条例」という。) <u>第 9 条の 2 第 2 項</u>に定める割合を乗じて得た額 (月額報酬にあつてはその額に 100 円未満、日額の報酬にあつてはその額に 10 円未満の端数を生じたときはこれらをそれぞれ四捨五入して得た額とし、時間額の報酬にあつてはその額に 1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額) の合計額とする。 4～9 (略)</p>

第1条関係

(新)

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	
	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	
	52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	
	53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	
	54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000		

56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800		
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100		
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400		
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600		
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900		
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200		
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500		
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700		
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000		
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300		
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500		
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700		
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000		
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300		
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500		
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700		
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000		
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300		
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500		
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700		
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000		
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300		
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500		
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700		
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	416,000		
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	416,300		
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	416,500		
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	416,700		
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	417,000		
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	417,300		
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	417,500		
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	417,700		
94		299,400	347,400	386,500	398,500	418,000		
95		299,700	347,800	386,900	398,800	418,300		
96		300,100	348,200	387,300	399,000	418,500		
97		300,300	348,400	387,700	399,200	418,700		
98		300,600	348,800	388,100	399,500	419,000		
99		301,000	349,200	388,500	399,800	419,300		
100		301,400	349,500	388,900	400,000	419,500		
101		301,600	349,800	389,300	400,200	419,700		
102		301,900	350,200	389,700	400,500	420,000		
103		302,200	350,600	390,100	400,800	420,300		
104		302,500	351,000	390,500	401,000	420,500		
105		302,700	351,500	390,900	401,200	420,700		
106		303,000	351,900	391,300	401,500	421,000		
107		303,300	352,300	391,700	401,800	421,300		
108		303,600	352,700	392,100	402,000	421,500		
109		303,800	353,200	392,500	402,200	421,700		
110		304,200	353,600	392,900	402,500	422,000		
111		304,600	353,900	393,300	402,800	422,300		
112		304,900	354,200	393,700	403,000	422,500		
113		305,100	354,700	394,100	403,200	422,700		
114		305,300		394,500				
115		305,600		394,900				
116		306,000		395,300				
117		306,200		395,700				
118		306,400		396,100				
119		306,700		396,500				

	120		307,000		396,900				
	121		307,400		397,300				
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

(旧)

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		

58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300		
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600		
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900		
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200		
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500		
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800		
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100		
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300		
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600		
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900		
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100		
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300		
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600		
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900		
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100		
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300		
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600		
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900		
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100		
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300		
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600		
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900		
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100		
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300		
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	411,600		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	411,900		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	412,100		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	412,300		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	412,600		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	412,900		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	413,100		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	413,300		
94		295,900	343,600	382,400	394,300	413,600		
95		296,200	344,100	382,800	394,600	413,900		
96		296,600	344,500	383,200	394,800	414,100		
97		296,800	344,700	383,600	395,000	414,300		
98		297,100	345,100	384,000	395,300	414,600		
99		297,500	345,500	384,400	395,600	414,900		
100		297,900	345,800	384,800	395,800	415,100		
101		298,100	346,100	385,200	396,000	415,300		
102		298,400	346,500	385,600	396,300	415,600		
103		298,800	346,900	386,000	396,600	415,900		
104		299,100	347,300	386,400	396,800	416,100		
105		299,300	347,800	386,800	397,000	416,300		
106		299,600	348,200	387,200	397,300	416,600		
107		300,000	348,600	387,600	397,600	416,900		
108		300,300	349,000	388,000	397,800	417,100		
109		300,500	349,500	388,400	398,000	417,300		
110		300,900	349,900	388,800	398,300	417,600		
111		301,300	350,200	389,200	398,600	417,900		
112		301,600	350,500	389,600	398,800	418,100		
113		301,800	351,000	390,000	399,000	418,300		
114		302,000		390,400				
115		302,300		390,800				
116		302,700		391,200				
117		302,900		391,600				
118		303,100		392,000				
119		303,400		392,400				
120		303,700		392,800				
121		304,100		393,200				

	122		304,300						
	123		304,600						
	124		304,900						
	125		305,200						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200

第2条関係

(新)

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800		
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100		
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400		
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900		
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200		

56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500		
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000		
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300		
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500		
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700		
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000		
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300		
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500		
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700		
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	416,000		
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	416,300		
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	416,500		
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	416,700		
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	417,000		
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	417,300		
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	417,500		
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	417,700		
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	418,000		
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	418,300		
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	418,500		
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	418,700		
86	256,000	297,100	346,000	386,500	398,500	419,000		
87	256,300	297,400	346,400	386,900	398,800	419,300		
88	256,600	297,700	346,800	387,300	399,000	419,500		
89	256,900	298,000	347,000	387,700	399,200	419,700		
90	257,200	298,300	347,400	388,100	399,500	420,000		
91	257,500	298,600	347,800	388,500	399,800	420,300		
92	257,800	299,000	348,200	388,900	400,000	420,500		
93	258,100	299,200	348,400	389,300	400,200	420,700		
94		299,400	348,800	389,700	400,500	421,000		
95		299,700	349,200	390,100	400,800	421,300		
96		300,100	349,500	390,500	401,000	421,500		
97		300,300	349,800	390,900	401,200	421,700		
98		300,600	350,200	391,300	401,500	422,000		
99		301,000	350,600	391,700	401,800	422,300		
100		301,400	351,000	392,100	402,000	422,500		
101		301,600	351,500	392,500	402,200	422,700		
102		301,900	351,900	392,900	402,500			
103		302,200	352,300	393,300	402,800			
104		302,500	352,700	393,700	403,000			
105		302,700	353,200	394,100	403,200			
106		303,000	353,600	394,500				
107		303,300	353,900	394,900				
108		303,600	354,200	395,300				
109		303,800	354,700	395,700				
110		304,200		396,100				
111		304,600		396,500				
112		304,900		396,900				
113		305,100		397,300				
114		305,300						
115		305,600						
116		306,000						
117		306,200						
118		306,400						
119		306,700						

	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

(旧)

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	
	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	
	52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	
	53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	
	54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	
	55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	
	56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600		

58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800		
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100		
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400		
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600		
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900		
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200		
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500		
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700		
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000		
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300		
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500		
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700		
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000		
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300		
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500		
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700		
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000		
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300		
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500		
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700		
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000		
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300		
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500		
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700		
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	416,000		
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	416,300		
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	416,500		
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	416,700		
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	417,000		
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	417,300		
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	417,500		
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	417,700		
94		299,400	347,400	386,500	398,500	418,000		
95		299,700	347,800	386,900	398,800	418,300		
96		300,100	348,200	387,300	399,000	418,500		
97		300,300	348,400	387,700	399,200	418,700		
98		300,600	348,800	388,100	399,500	419,000		
99		301,000	349,200	388,500	399,800	419,300		
100		301,400	349,500	388,900	400,000	419,500		
101		301,600	349,800	389,300	400,200	419,700		
102		301,900	350,200	389,700	400,500	420,000		
103		302,200	350,600	390,100	400,800	420,300		
104		302,500	351,000	390,500	401,000	420,500		
105		302,700	351,500	390,900	401,200	420,700		
106		303,000	351,900	391,300	401,500	421,000		
107		303,300	352,300	391,700	401,800	421,300		
108		303,600	352,700	392,100	402,000	421,500		
109		303,800	353,200	392,500	402,200	421,700		
110		304,200	353,600	392,900	402,500	422,000		
111		304,600	353,900	393,300	402,800	422,300		
112		304,900	354,200	393,700	403,000	422,500		
113		305,100	354,700	394,100	403,200	422,700		
114		305,300		394,500				
115		305,600		394,900				
116		306,000		395,300				
117		306,200		395,700				
118		306,400		396,100				
119		306,700		396,500				
120		307,000		396,900				
121		307,400		397,300				

	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200